

新	旧	対	照	表
新				旧

高知県公益法人等の監督等に関する規則

高知県公益法人等の監督等に関する規則

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号。次条第1項において「整備法施行規則」という。）の規定に基づき、公益法人（認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。第5条第3項において同じ。）及び移行法人（整備法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下同じ。）の監督等に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。次条第1項において「認定法施行規則」という。）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号。同項において「整備法施行規則」という。）の規定に基づき、公益法人（認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）及び移行法人（整備法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下同じ。）の監督等に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧等の場所及び時間)

(閲覧等の場所及び時間)

第2条 整備法施行規則第45条第1項の認可行政庁が定める場所は、知事の権限に属する事務を高知県教育次長又は高知県警察本部長に補助執行させている移行法人から提出を受けた公益目的支出計画実施報告書（整備法第127条第1項に規定する公益目的支

第2条 認定法施行規則第39条第1項の行政庁が定める場所及び整備法施行規則第45条第1項の認可行政庁が定める閲覧所の場所は、知事の権限に属する事務を高知県教育次長又は高知県警察本部長に補助執行させている公益法人又は移行法人から提出を受け

出計画実施報告書をいう。以下同じ。)の閲覧又は謄写を除き、公益目的支出計画実施報告書を提出した移行法人を所管する課(本庁(高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第3条第1号に規定する本庁をいう。)の課をいう。第5条第3項において同じ。)の執務室内とする。

2 前項に規定する場所における閲覧又は謄写の時間は、県の執務時間内とする。

(閲覧等の請求手続)

第3条 整備法第127条第4項の規定により移行法人の公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写を請求しようとする者は、別記第1号様式による閲覧等請求書を知事に提出しなければならない。

(移行法人の公益目的支出計画実施報告書の複写)

第4条 整備法第127条第4項の規定により移行法人の公益目的支出計画実施報告書を謄写しようとする者が当該公益目的支出計画実施報告書の複写を申し出たときは、高知県県民室設置運営規則(平成15年高知県規則第95号)第11条及び第12条に定めるところによるものとする。

(身分証明書)

第5条 認定法第27条第2項の職員の身分を示す証明書の様式は、

た財産目録等(認定法第21条第4項に規定する財産目録等をいう。以下同じ。)又は公益目的支出計画実施報告書(整備法第127条第1項に規定する公益目的支出計画実施報告書をいう。以下同じ。)の閲覧又は謄写を除き、財産目録等を提出した公益法人又は公益目的支出計画実施報告書を提出した移行法人を所管する課(本庁(高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第3条第1号に規定する本庁をいう。)の課をいう。第5条第3項において同じ。)の執務室内とする。

2 前項に規定する場所における閲覧又は謄写の時間は、県の執務時間内とする。

(閲覧等の請求手続)

第3条 認定法第22条第2項若しくは第3項の規定により公益法人の財産目録等の閲覧若しくは謄写を請求し、又は整備法第127条第4項の規定により移行法人の公益目的支出計画実施報告書の閲覧若しくは謄写を請求しようとする者は、別記第1号様式による閲覧等請求書を知事に提出しなければならない。

(公益法人の財産目録等の複写)

第4条 認定法第22条第2項若しくは第3項の規定により公益法人の財産目録等を謄写し、又は整備法第127条第4項の規定により移行法人の公益目的支出計画実施報告書を謄写しようとする者が当該財産目録等又は公益目的支出計画実施報告書の複写を申し出たときは、高知県県民室設置運営規則(平成15年高知県規則第95号)第11条及び第12条に定めるところによるものとする。

(身分証明書)

第5条 認定法第27条第2項の職員の身分を示す証明書の様式は、

別記第 2 号様式によるものとする。

2 整備法第128条第 2 項の職員の身分を示す証明書の様式は、別記第 3 号様式によるものとする。

3 前 2 項の証明書の作成及び発行は、公益法人又は移行法人を所管する課において高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定による決裁を終了させた後、高知県総務部法務文書課において行うものとする。

別記第 2 号様式によるものとする。

2 整備法第128条第 2 項の職員の身分を示す証明書の様式は、別記第 3 号様式によるものとする。

3 前 2 項の証明書の作成及び発行は、公益法人又は移行法人を所管する課において高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定による決裁を終了させた後、高知県総務部法務文書課において行うものとする。